

養護老人ホームサンロイヤル広沢
外部サービス利用型指定施設入居者生活介護事業所運営規程

第1条 社会法人邦知会（以下「事業者」という）が開設する養護老人ホームサンロイヤル広沢外部サービス利用型指定施設入居者生活介護事業所（以下「事業所」という。）が実施する外部サービス利用型指定施設入居者生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態にある者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な外部サービス利用型指定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 外部サービス利用型指定施設入居者生活介護の従業者は、特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等を行うと共に、委託する指定居宅サービス事業者（以下、受託居宅サービス事業者という）によって、特定施設サービス計画に基づき、利用者が当該施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話（以下、受託居宅サービスという）を行う。

2 事業者は外部サービス利用型指定施設入居者生活介護の安定的かつ継続的な事業運営に努めるものとする。

（名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 養護老人ホームサンロイヤル広沢外部サービス利用型指定施設入居者生活介護事業所
- 二 所在地 桐生市広沢町6丁目335-1

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 従業者の職種及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- 三 介護職員 6名以上
介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う。
- 四 計画作成担当者 1名以上

計画作成担当者は、利用者の心身の状況等を踏まえて、特定施設サービス計画を作成する。

(入居定員及び居室数)

第6条 外部サービス利用型指定特定施設の入居定員及び居室数は、次のとおりとする。

一 入居定員 120人

なお、従業者の員数の算定基礎は、前年度平均入居者数とする。

二 居室数

個室 120室

(静養室 1室)

(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容)

第7条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護は、要介護者を対象に、要介護者10人に1人の介護職員を配置すると共に、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に実施することにより、安否の確認や必要な介護を行う。

(利用料その他の費用の額)

第8条 外部サービス利用型外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割の額とする。

(受託居宅サービス事業者及び事業所の名称及び所在地)

第9条

受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービスの事業所の名称及び所在地は以下のとおりである。

社会福祉法人 邦知会 桐生市広沢町6丁目307-3

指定訪問介護事業所「社会福祉法人邦知会 ハーモニー広沢」

指定通所介護事業所「社会福祉法人邦知会 ハーモニー広沢」

桐生市広沢町6丁目332-1

指定通所介護事業所「社会福祉法人邦知会 ユートピア広沢」

桐生市広沢町6丁目307-3

指定訪問介護事業所「社会福祉法人邦知会 グレイス広沢」

指定訪問看護事業所「社会福祉法人邦知会 グレイス広沢」

桐生市広沢町6丁目307-11

医療法人山口会 桐生市広沢町6丁目355

指定訪問看護事業所「山口クリニック」

桐生市広沢町6丁目355

ソネット株式会社 前橋市総社町総社1675番地5

指定福祉用具貸与事業所 「ソネット株式会社」

前橋市総社町総社1675番地5
フランスベッド株式会社 東京都昭島市中神町1148-5
指定福祉用具貸与事業所 「フランスベッド株式会社 メディカル群馬営業所」
高崎市新保町675-1
株式会社フロンティア群馬営業所 前橋市元総社町175番地2
指定福祉用具貸与事業所 「株式会社フロンティア群馬営業所」
前橋市元総社町175番地2
関東メディカル株式会社 太田市新田小金井312
指定福祉用具貸与事業所 「関東メディカル株式会社」
太田市新田小金井312

- 2 前項に規定する以外の居宅サービス（訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護）については、利用者の状況に応じ、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

（利用者が介護居室に移る場合の条件及び手続き）

第10条 介護居室は、より適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するための部屋であり、次のような状態の場合に介護居室への入居を行うこととする。

- 一 利用者が提示する被保険者証に、認定審査会の意見として介護居室への入居に関する記載がある場合
- 二 主治医又は協力病院等が医学的な判断により、介護居室への入居が必要と判断した場合
- 三 その他利用者の心身の状況により、管理者が介護居室への入居を必要と判断した場合

（施設の利用に当たっての留意事項）

第11条 施設の利用に当たっては、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書によって締結する。

- 2 利用者が入院治療を要する場合等は、適切な病院又は診療所を紹介する。
- 3 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努める。感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。
- 4 従業者は外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を記録しなければならない。

（緊急時等における対応方法）

第 12 条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに、利用者の病状等が急変し、又はその他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力機関に連絡する等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第 13 条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を定めるものとし、事業所はこの計画に基づき、年二回避難・救出訓練等を実施するものとする。

(個人情報の保護)

第 14 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に含めるものとする。

(苦情処理)

第 15 条 管理者は、提供した外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第 16 条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 17 条 施設は、虐待又は虐待が疑われる事案の発生を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置及び、従業者に対する研修の実施
- 二 施設が整備した虐待防止のための指針の策定

三 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束等の原則禁止)

- 第 18 条 事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。
- 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(その他運営についての留意事項)

- 第 19 条 事業所は、介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修
 - 二 繼続研修
- 2 事業所は、この事業を行うため、特定施設サービス計画、サービス内容の記録、身体拘束の記録、苦情の記録、その他必要な帳簿を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 3 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人邦知会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日より施行する。
この規程は、平成19年4月1日より施行する。
この規程は、平成20年4月1日より施行する。
この規程は、平成21年4月1日より施行する。
この規程は、平成22年4月1日より施行する。
この規程は、平成23年4月1日より施行する。
この規程は、平成23年8月24日より施行する。
この規程は、平成24年4月1日より施行する。
この規程は、平成25年4月1日より施行する。
この規程は、平成26年4月1日より施行する。
この規程は、平成27年4月1日より施行する。

この規程は、平成27年12月1日より施行する。

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

この規程は、令和3年4月1日より施行する。